



第64期 定時株主総会 招集ご通知

日 時

平成28年6月24日(金曜日)午前10時

場 所

時事通信ホール

議 案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

経営理念

新たな価値を創造し、 世界のお客様に信頼される会社を実現する

経営方針

1. グローバル企業としてさらなる発展をめざす
2. ファブレス&ファクトリー機能を強化し、卓越した強みを創造する
3. 企業の成長を通し、社員の幸福と社会貢献を実現する

Contents

株主の皆様へ	1
第64期 定時株主総会招集ご通知	2
事業報告	4
連結計算書類	21
計算書類	24
監査報告	27
株主総会参考書類（議案）	31

ご参考

トピックス	46
企業情報	47
株主メモ	48

To Our Shareholders

株主の皆様へ

平素は当社の事業経営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたびの平成28年(2016年)熊本地震により被災されました皆様に対し、心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一刻も早い復興をお祈り申し上げます。

当期の世界経済は、一部新興国や中国経済の減速が見られたものの、米国経済は雇用環境の改善に伴う個人消費の増加により堅調に推移し、欧州経済も持ち直しの兆しが見られたことから、全体としては緩やかな成長が続きました。また、わが国経済は、政府の経済政策により緩やかな回復が見られるものの、個人消費は依然弱く、先行き不透明な状態が続きました。

当社グループの主力事業分野であります自動車業界におきましては、海外では北米市場は堅調な推移となりましたが、中国市場は景気減速を受けて伸び悩み、欧州及びアセアン市場は需要回復が遅れたことにより、海外生産全体は微増にとどまりました。また、国内生産においては、景気の足踏みや軽自動車税の増税影響もあり、減少となりました。

このような状況下、当社グループでは積極的な事業展開により業績の拡大に取り組んでまいりました結果、為替の円安効果もあり、売上高並びに各利益とも前期を上回る実績となりました。

今後の世界経済は、成長率は鈍化傾向ではあるものの、緩やかながらも回復が続くと想定されますが、金融市場の不安定化や新興国経済の更なる減速等が懸念されます。

当社グループは、グローバルサプライヤーとして、「ファブレス&ファクトリー」機能を最大限に活用し、引き続き業績の拡大と経営基盤の強化に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長
柴崎 衛

平成28年6月

(本店所在地) 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
株式会社オーハシテクニカ
代表取締役社長 柴崎 衛

第64期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第64期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月23日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。
敬 具

記

1 日 時	平成28年6月24日（金曜日）午前10時
2 場 所	東京都中央区銀座五丁目15番8号 時事通信ホール (末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第64期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第64期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 <p>決議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 第7号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以上

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

場所 東京都中央区銀座五丁目15番8号
時事通信ホール

（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成28年6月23日（木曜日）午後5時到着分まで

- 当日ご出席の際は、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 1. 連結計算書類の連結注記表
 2. 計算書類の個別注記表

当社ウェブサイト (<http://www.ohashi.co.jp>)

(提供書面)

事業報告 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の世界経済は、新興国の成長は減速基調であるものの、先進国の安定的推移により、全体としては緩やかな成長が続きました。

当社グループの主力事業分野であります自動車業界におきましては、北米での需要回復はありましたが、日本やアセアンなどの低迷により、グローバルでの生産台数は微増にとどまりました。

このような状況下、当社グループでは積極的な事業展開により業績の拡大に取り組んでまいりました結果、為替の円安効果もあり、売上高並びに各利益とも前年を上回る実績となりました。

当連結会計年度の売上高は、399億8千2百万円（前連結会計年度比0.3%増）、営業利益は45億7百万円（同12.9%増）、経常利益は45億7千6百万円（同9.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は29億7千6百万円（同9.8%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において、当社グループが実施した設備投資額は7億2百万円で、その主な内容は次のとおりであります。なお、当該設備投資資金につきましては、自己資金を充当いたしました。

イ. 国内

国内では、当社の本社移転に伴う建物付属設備に7千8百万円、ソフトウェアの取得に8千6百万円、子会社であるオーハシ技研工業株式会社の機械設備及び金型の取得に2億4千8百万円等、合計で4億5千9百万円の設備投資を行いました。

ロ. 海外子会社

海外子会社においては、大橋精密件制造（広州）有限公司の機械設備に7千4百万円、広州大中精密件有限公司の金型及び検査器具に3千1百万円等、中国子会社全体で1億3千8百万円、米国子会社であるOHASHI TECHNICA U.S.A. MANUFACTURING INC. の機械設備に4千1百万円、タイ子会社であるOHASHI TECHNICA (THAILAND) CO.,LTD.等の機械設備及び金型に3千2百万円等、合計で2億4千2百万円の設備投資を行いました。

③ 資金調達の状況

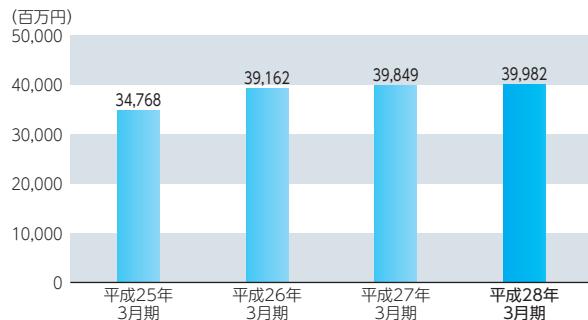
当期における資金調達はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

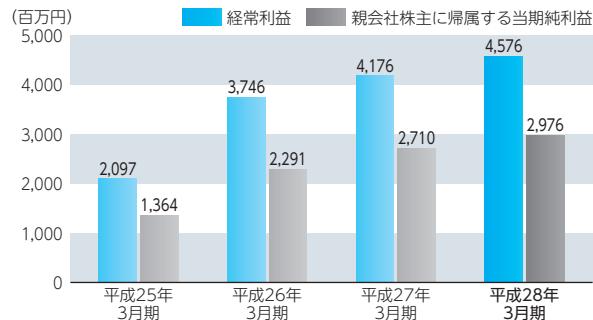
区 分		第61期 平成25年3月期	第62期 平成26年3月期	第63期 平成27年3月期	第64期 平成28年3月期
売上高	(千円)	34,768,834	39,162,770	39,849,995	39,982,791
経常利益	(千円)	2,097,484	3,746,815	4,176,021	4,576,729
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	1,364,798	2,291,797	2,710,398	2,976,237
1株当たり当期純利益		87円33銭	145円22銭	177円89銭	184円88銭
総資産	(千円)	26,607,509	31,551,850	34,891,153	35,295,048
純資産	(千円)	16,451,440	20,463,166	23,745,518	24,917,359

参考資料（連結ベース）

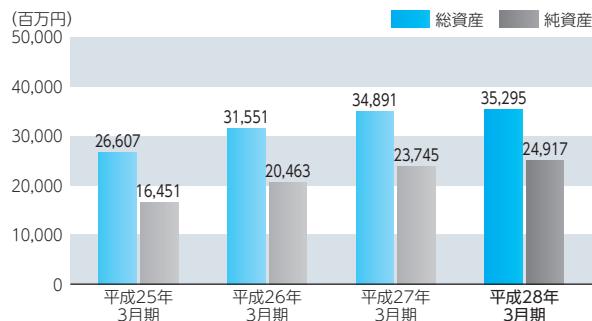
売上高



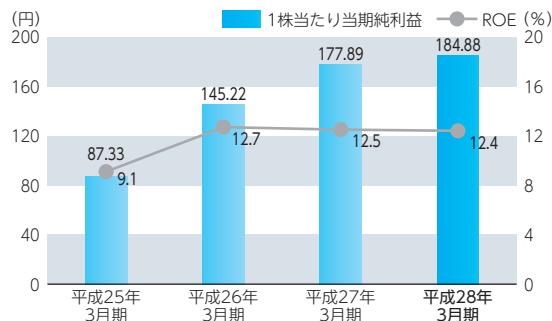
経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益



総資産・純資産



1株当たり当期純利益・自己資本当期純利益率 (ROE)



地域別売上高

■日本

内需低迷による自動車メーカーの生産減少の影響を受け、売上高は201億2千9百万円（前期比7.5%減）となりました。

■米州

日系自動車メーカーの生産が堅調に推移し、円安効果もあり、売上高は104億7千8百万円（前期比10.2%増）となりました。

■中国

日系自動車メーカーの生産は、上半期は景気減速により伸び悩んだものの、期末にかけて増産となり、売上高は39億7千5百万円（前期比13.0%増）となりました。

■アセアン

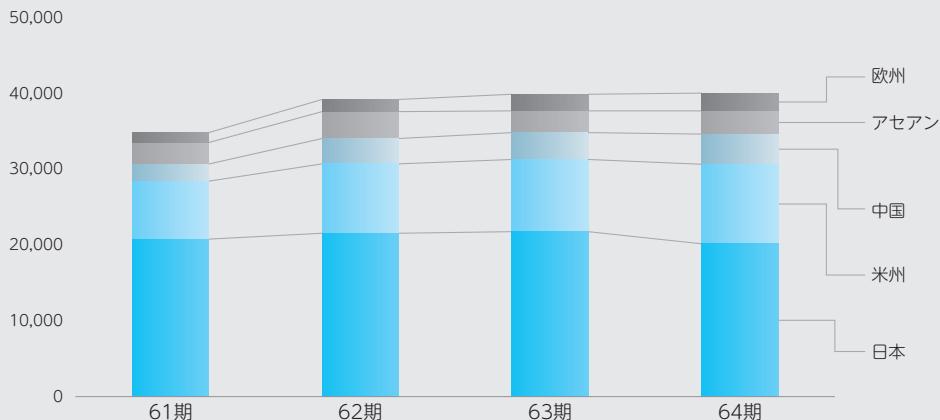
日系自動車メーカーの生産減少の影響を受けたものの、円安効果もあり、売上高は30億3千4百万円（前期比5.3%増）となりました。

■欧州

日系自動車メーカーの生産減少の影響を受けたものの、新規受注の増加と円安効果により、売上高は23億6千6百万円（前期比8.0%増）となりました。

地域別売上高(売上高構成比)の推移

(単位:百万円)



	61期 平成25年3月期	62期 平成26年3月期	63期 平成27年3月期	64期 平成28年3月期
■日本	20,743 (59.7%)	21,537 (55.0%)	21,750 (54.6%)	20,129 (50.3%)
■米州	7,632 (22.0%)	9,139 (23.3%)	9,509 (23.9%)	10,478 (26.2%)
■中国	2,247 (6.5%)	3,320 (8.5%)	3,519 (8.8%)	3,975 (9.9%)
■アセアン	2,839 (8.2%)	3,564 (9.1%)	2,881 (7.2%)	3,034 (7.6%)
■欧州	1,305 (3.8%)	1,600 (4.1%)	2,190 (5.5%)	2,366 (5.9%)
合計	34,768 (100.0%)	39,162 (100.0%)	39,849 (100.0%)	39,982 (100.0%)

注) 上記の数値は外部顧客に対する売上高

(3) 重要な子会社等の状況 (平成28年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の議決権比率		主要な事業内容
		直接所有	間接所有	
オーハシ技研工業株式会社	499,000千円	100.0%	－	自動車関連部品の製造・販売
株式会社オーハシロジスティクス	100,000千円	100.0%	－	物流事業
OHASHI TECHNICA U.S.A.,INC.	5,500千米ドル	100.0%	－	自動車関連部品の販売
OHASHI TECHNICA U.S.A. MANUFACTURING,INC.	4,500千米ドル	－	100.0%	自動車関連部品の製造
OHASHI TECHNICA MEXICO,S.A.DE C.V.	18,400千メキシコペソ	99.9%	0.1%	自動車関連部品の販売
大橋精密件（上海）有限公司	4,000千米ドル	100.0%	－	自動車関連部品の販売
大橋精密件製造（広州）有限公司	12,500千米ドル	100.0%	－	自動車関連部品の製造
広州大中精密件有限公司	6,000千米ドル	70.0%	－	自動車関連部品の製造・販売
大橋精密電子（上海）有限公司	3,000千米ドル	100.0%	－	情報通信関連部品等の製造・販売
OHASHI TECHNICA (THAILAND) CO.,LTD.	407,000千タイバーツ	100.0%	－	自動車関連部品の製造・販売
OHASHI SATO (THAILAND) CO.,LTD.	95,000千タイバーツ	－	60.0%	自動車関連部品の製造
OHASHI TECHNICA UK,LTD.	1,000千英ポンド	100.0%	－	自動車関連部品の販売
台湾大橋精密股份有限公司	30,000千ニュー台湾ドル	100.0%	－	自動車関連部品の調達
株式会社テーケー	53,000千円	36.3%	－	自動車関連部品の製造・販売

- (注) 1.OHASHI TECHNICA U.S.A. MANUFACTURING,INC. の間接所有比率（100.0%）は、OHASHI TECHNICA U.S.A.,INC. が所有しております。
2.OHASHI TECHNICA MEXICO,S.A.DE C.V.の間接所有比率（0.1%）は、OHASHI TECHNICA U.S.A.,INC. が所有しております。
3.OHASHI SATO (THAILAND) CO.,LTD. の間接所有比率（60.0%）は、OHASHI TECHNICA (THAILAND) CO.,LTD. が所有しております。
4.平成27年4月17日に、台湾大橋精密股份有限公司（100%出資子会社）を設立いたしました。
5.株式会社テーケーの直接所有比率が上昇したのは、同社が自己株式を取得したことによるものです。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、経営理念で掲げている「新たな価値を創造し、世界のお客様に信頼される会社を実現する」ために、グループを挙げて、以下の課題に取り組んでまいります。

① グローバル事業体制の強化、拡充

- イ. 新事業拠点展開や既存拠点の機能強化等による対応力向上
- ロ. 独自技術の積極展開、製造機能強化、供給機能強化等による競争力向上

② 強みのある製造基盤の構築

- イ. 各製造拠点の生産対応能力を拡大し、ファクトリー機能を強化する
- ロ. 独自の加工技術の開発

③ 供給体制、供給機能の強化・充実

- イ. 調達先企業との戦略的な関係強化
- ロ. グローバル調達体制の強化

④ 企業価値向上への取組み継続

- イ. 実効的なコーポレート・ガバナンスの実現
- ロ. ステークホルダーへの安定的な還元

(5) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

- ① 自動車関連部品等の設計開発・製造・販売
- ② 物流業務並びに輸出入業務

(6) 主要な営業所等 (平成28年3月31日現在)

① 本社、営業部門、調達部門、海外事業部門

本社
営業部門

営業本部
栃木第一営業グループ
栃木第二営業グループ
北関東営業グループ
首都圏第一営業グループ
首都圏第二営業グループ
南関東第一営業グループ
南関東第二営業グループ
浜松営業グループ
名古屋第一営業グループ
名古屋第二営業グループ
鈴鹿営業グループ
大阪営業グループ
企画開発グループ

調達部門

調達部
第一調達チーム
第二調達チーム
第三調達チーム

海外事業部門

海外事業部
海外営業チーム
海外業務チーム

東京都港区
東京都港区
栃木県宇都宮市
栃木県宇都宮市
群馬県太田市
東京都国立市
東京都国立市
神奈川県伊勢原市
神奈川県伊勢原市
静岡県浜松市
愛知県高浜市
愛知県高浜市
三重県鈴鹿市
大阪府大阪市
静岡県浜松市
東京都港区
東京都港区
東京都港区
東京都港区
東京都港区
東京都港区
神奈川県横浜市

② 子会社

オーハシ技研工業株式会社
株式会社オーハシロジスティクス
OHASHI TECHNICA U.S.A., INC.
OHASHI TECHNICA U.S.A. MANUFACTURING, INC.
OHASHI TECHNICA MEXICO, S.A. DE C.V.
大橋精密件(上海)有限公司
大橋精密件制造(広州)有限公司
広州大中精密件有限公司
大橋精密電子(上海)有限公司
OHASHI TECHNICA (THAILAND) CO., LTD.
OHASHI SATO (THAILAND) CO., LTD.
OHASHI TECHNICA UK, LTD.
台湾大橋精密股份有限公司

愛知県東海市
東京都国立市
米国オハイオ州サンバリー
米国オハイオ州サンバリー
メキシコ国グアナファト州
中国上海市
中国広州市
中国広州市
中国上海市
タイ国サムットプラカーン
タイ国プラチンプリ
英国ウィルトシャー州スウィンドン
台湾高雄市

③ 持分法適用関連会社

株式会社テーケー

長野県上伊那郡

(7) 従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
793名 (88名)	16名減 (-)

(注)従業員数は就業員数であり、派遣社員、嘱託、パートは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
174名 (7名)	4名減 (1名増)	43.0歳	14.1年

(注)従業員数は就業員数であり、派遣社員、嘱託、パートは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入れ先の状況 (平成28年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成28年2月15日付をもって、本社を東京都港区虎ノ門四丁目3番13号に移転いたしました。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 64,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 16,240,040株 |
| ③ 株主数 | 6,463名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
オーハシテクニカ取引先持株会	1,332,300株	8.9%
株式会社みずほ銀行	751,400	5.0
日本生命保険相互会社	660,000	4.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	654,800	4.4
阿部 泰三	486,600	3.2
久保 好江	472,680	3.1
久保 雅嗣	472,680	3.1
大橋 玲子	353,700	2.3
明治安田生命保険相互会社	340,000	2.2
株式会社佐賀鉄工所	305,600	2.0

(注)当社は自己株式1,360,749株を保有しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権の状況

- ① 当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	前 川 富 義	
代表取締役社長	柴 崎 衛	
取締役	小 林 正 一 郎	海外事業部長
取締役	豊 田 孝 二	オーハン技研工業株式会社 代表取締役社長
取締役	廣 瀬 正 也	営業本部長
取締役	中 村 佳 二	経営企画部長
社外取締役	田 口 武 尚	
常勤監査役	瀬 口 悦 雄	
社外監査役	三 好 徹	株式会社精工技研 社外監査役
社外監査役	新 妻 幹 夫	

(注) 1.取締役田口武尚氏は、社外取締役であります。なお、田口武尚氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員であります。

2.監査役三好徹氏及び監査役新妻幹夫氏は、社外監査役であります。なお、三好徹氏及び新妻幹夫氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員であります。

3.監査役新妻幹夫氏は、税理士として企業税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4.監査役三好徹氏が社外監査役を兼職する株式会社精工技研と当社の間には特別な関係はありません。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (1名)	190,017千円 (8,000千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	23,940千円 (10,890千円)
合 計	10名	213,957千円

(注) 1.取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与を含み40,484千円）は含まれておりません。

2.取締役の支給額には役員賞与77,000千円が含まれております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 社外監査役の重要な兼職の状況

氏名	兼職先及び兼職内容
三好 徹	株式会社精工技研 社外監査役

※監査役三好徹氏が社外監査役を兼職する株式会社精工技研と当社の間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

氏名	地位	主な活動状況
田口 武尚	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席し、税理士としての専門的知識や豊富な経験を活かし、独立した立場から企業価値向上に向けた適切な助言を行っております。
三好 徹	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回、監査役会10回のうち10回に出席し、弁護士の視点から取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において必要な発言を行っております。
新妻 幹夫	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会10回のうち10回に出席し、税理士としての専門的見地から取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において必要な発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	30,000千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	－千円
当社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	30,000千円

(注)1.監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務方針」を踏まえ、監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬の見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2.当社の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む)の監査(会社法または金融商品取引法《これらに相当する外国の法令を含む》)の規定によるものと限る)を受けております。

3.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合その他必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

監査役会は、監査役会が定める会計監査人评价基準に基づき、会計監査人の法令違反による懲戒や金融庁からの処分の有無及び状況、独立性、監査人員体制、監査実務対応、監査報酬の水準等を評価し、過半数の同意に基づき解任または不再任の議案を決定します。

⑤ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の概要

イ. 処分対象

新日本有限責任監査法人

ロ. 処分内容

- ・契約の新規締結に関する業務の停止 3カ月(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
- ・業務改善命令(業務管理体制の改善)

(5) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」）及び当該体制の運用状況

(5-1) 「内部統制システム構築の基本方針」

平成27年4月28日開催の当社取締役会において決議いたしました「内部統制システム構築の基本方針」は、以下のとおりです。

① 当社及び子会社における取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 企業として法令・定款を遵守し、倫理を尊重した行動をするべく、オーハシテクニカグループ「企業行動憲章」を制定し、また役員及び全従業員を対象とした行動指針として、オーハシテクニカグループ「コンプライアンスガイドライン」を定め、当社及び子会社内で周知徹底を図る。
- ロ. グループ全体の業務の適正を確保するため、社長直轄の「内部統制統括部」を設置し、関係部門と協力して内部統制の整備・運用状況の評価を行う。
- ハ. コンプライアンス担当部署として、内部統制統括部の下にコンプライアンス・リスク管理チームを、さらに内部統制全般、コンプライアンス、リスク管理に関する重要問題を討議するための常設協議機関として「内部統制委員会」を設置する。
- ニ. 法令・定款・諸規則並びに規定に反する行為を早期に発見し是正することを目的とする社内報告体制として内部通報制度を、また社外の弁護士を直接の情報受領者とする外部通報制度（ホットライン）を設置し、運用を行う。
- ホ. 内部監査部門により、子会社も含め実効性のある業務監査を実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書により保存し、これらは別途定める文書管理取扱要領に基づき保存・管理するものとする。取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書を閲覧できるものとする。

③ 当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規定その他の体制

内部統制を管轄する組織の中に、リスク管理を統括する部門であるコンプライアンス・リスク管理チームを置き、リスク管理規定を定め、当社及び子会社を含めた管理体制の構築・運用を行う。

併せて内部監査部門が部門ごとのリスク管理の状況を監査し、改善に努める。また自然災害やシステム障害等に備え、緊急時の対策マニュアルとして「事業継続計画」（Business Continuity Plan）の策定及び見直しを行い、予測リスクの極小化及び最短時間での基幹業務の復旧を図るための体制を整備する。

④ 当社及び子会社における取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、毎月1回、定時取締役会を開催するほか、適宜、臨時取締役会を開催する。また、経営に関する重要事項については、事前に経営戦略会議において審議を行い、その審議を経て取締役会で決定する。

- . 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規定、業務分掌規定、職務権限規定において、当社及び子会社を含め、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。
- ハ. 取締役会において決定された中期経営計画及び年度業務計画については、取締役、各事業部門長から構成された主管業務報告会において、毎月1回、業績並びに課題を報告させ、具体的な対策・指導を実施する。
- 二. 子会社の経営に関する重要事項については、必要に応じ事前に経営戦略会議における審議を経て、取締役会で決定する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 国内及び海外の子会社の管理については、「国内関係会社管理要領」「海外関係会社管理要領」に基づき、各子会社の事業を所管する事業部門と連携して各社における内部統制の実効性を高める施策を実施する。また、必要に応じて取締役及び監査役に就任することを含め、各社への指導、支援を行う。
- . 子会社から担当役員への報告事項を、上記各管理要領に定め、これを受けて担当役員が取締役に報告する。また、海外子会社社長を、年2回本社に召集してグローバル経営戦略会議を開催し、子会社社長からの報告を受け、当社取締役による指示・指導を実施する。
- ハ. さらに、子会社の業務活動全般についても内部監査の対象とし、グループとしての内部管理体制の構築を推進する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに、当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、使用人を置くものとする。なお、当該使用人の任命、評価、異動、懲戒等の決定に当たっては、事前に監査役会の同意を得た上で決定すること、また、当該使用人は当該業務に関して監査役の指揮命令に従うこととし、取締役からの独立性を確保するものとする。

⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項、役職員による不正行為や重要な法令・定款違反を発見した時、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が発生した場合は、監査役に報告することとする。また前記に関わらず監査役はいつでも必要に応じて、前記の者に対して報告を求めることができることとする。
- . 監査役は、重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営戦略会議その他の重要な会議に出席するとともに、必要に応じて当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役、使用人に対してその説明を求めることができるものとする。
- ハ. 監査役は、会計監査人、内部監査部門、グループ各社監査役と情報交換に努め、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。

- 二. 監査役や通報窓口へ通報を行った者に対し、通報したことを理由としていかなる不利益をも課してはならない旨を定め、役職員に周知徹底する。
- ホ. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還に関しては、当該請求に係る費用又は債務が監査役職務の執行に必要なでないことを会社が証明した場合を除き、速やかに処理する。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社並びに子会社からなる企業集団は、財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制を構築し適切な運用に努めるとともに、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し、維持、改善を図るものとする。

⑨ 反社会的勢力を排除するための体制

- イ. オーハシテクニカグループ「企業行動憲章」に基づき市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、断固たる決意で一切の関係を遮断する。
- ロ. 反社会的勢力に対しては、組織をあげて断固として対決するために、経営トップによる絶縁宣言を行うとともに、不当要求防止責任者の設置、外部専門機関との連携、関係会社も含めた反社会的勢力排除にむけた教育、啓発活動を実施する。

(5-2) 「内部統制システムの運用状況」

平成27年度における内部統制システムの運用状況の概要は以下の通りです。

① 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. オーハシテクニカグループ「コンプライアンスガイドライン」の朝礼での唱和、当社グループ役職員を対象としたコンプライアンス教育の継続的实施等により、コンプライアンス意識の浸透を図っております。
- ロ. 法令違反行為、社内規定違反行為を早期に発見し是正することを目的とし、社内の内部統制統括部、常勤監査役又は社外の法律事務所を窓口とする内部通報制度を運用しております。
- ハ. 内部監査部門である内部統制統括部により、年度監査計画に基づき、子会社も含め内部監査(内部統制監査及び業務監査)を実施し、必要に応じて改善を求め、その結果を確認することとしています。監査結果については、代表取締役社長に都度報告されるとともに、常勤監査役にもすべて報告されております。これらの総括に関し、代表取締役社長を委員長とし関連本部長から構成される内部統制委員会の中で報告の上、課題や対策について協議し、また、別途、監査役会にも報告しております。

② 損失の危険の管理に関する体制

各部門ごとのリスク管理の状況につき、月次で開催する主管業務報告会にて主要部門長からの報告を行い、取締役による監督を受けております。また、内部統制統括部による監査結果報告を受け、内部統制委員会において協議しております。

③ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では毎月1回の定時取締役会及び必要に応じ開催する臨時取締役会も含め、平成27年度、合計18回の実行役員会を開催いたしました。また、取締役会に先立って重要事項について審議する経営戦略会議を合計17回開催いたしました。これらを通じ、取締役の職務執行の効率性、適正性についての監督を行っております。

④ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の管理状況に関しては、担当役員がとりまとめて取締役会に月次で報告しております。また、定期的に（半期毎、もしくは四半期毎）グローバル経営戦略会議を開催し、海外子会社社長からの報告を受けて、当社取締役による指示・指導を実施しております。

ロ. 内部監査部門である内部統制統括部が、国内外子会社5社の内部監査を実施いたしました。

⑤ 監査役の実効的な監査を確保するための体制

イ. 常勤監査役を通報窓口の一つと指定している他、内部通報を社外窓口である法律事務所にて受け付けた場合も社内窓口である内部統制統括部を経由して、必ず常勤監査役に情報が集まる仕組みとし、運用しております。また通報したことを理由として不利益を課してはならない旨、運営要領に定め、周知徹底しております。

ロ. 常勤監査役は、取締役会、経営戦略会議等の重要な社内会議に出席し、子会社を含めた情報を収集している他、会計監査人、内部監査部門と、定期的に情報交換を行い、監査の実効性を確保しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合、当社の企業価値の向上や株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかし、明白に当社の企業価値や株主共同の利益を侵害する恐れのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの等、こうした企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針を決定する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 基本方針実現のための取り組みの概要

当社グループの特徴と強みは、国内外において「ファブレス&ファクトリー」機能を最大限に活用しながら、市場の変化を予測し、様々な技術領域を超えたグローバルサプライヤーとして、お客様への部品供給を実現できることにあります。こうした事業展開を可能にするため、社員の教育・研修に独自の制度を設け、人材の開発を強力に推進しております。

さらに、創業以来築きあげてきた国内外のお客様や多くのステークホルダーとの信頼関係を、現在の経営トップ以下全役職員が不断的努力により維持発展させていくことが、当社グループの企業価値の向上ひいては株主共同の利益の確保につながるものと考えております。

③ 基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、平成18年5月18日開催の取締役会決議により、当社株式等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）を導入いたし、平成27年6月24日開催の当社第63期定時株主総会におきまして、内容の一部を改定した上で継続することについて、株主の皆様のご承認をいただきました。

本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置を取るることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動にあたって当社取締役会の恣意的判断を排除するため、「特別委員会」の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

なお、本プランの有効期間は、平成30年6月開催予定の当社第66期定時株主総会の終結の時までとなっております。

④ 取り組みの具体的な内容に対する、当社取締役会の判断及びその理由

イ. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、当社基本方針に沿い、経済産業省及び法務省による「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

ロ. 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等への大規模買付等がなされようとする際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

ハ. 株主意思を重視するものであること

本プランは、定時株主総会において承認の決議がなされることを条件として継続されるものです。また、本プランの有効期間満了の前であっても、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続及び廃止には、株主の皆様の意思が十分反映される仕組みとなっています。

二. 独立性の高い委員会の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として特別委員会を設置しております。

特別委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、社外監査役、社外有識者の中から当社取締役会により選任された者により構成されます。

また、当社は必要に応じ特別委員会の判断の概要について、株主の皆様へ情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

ホ. 合理的かつ客観的発動要件の設定

本プランは、上記に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。以上から、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

ヘ. デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会において、いつでも廃止することができるものとしています。従って、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期が1年のため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	28,484,929
現金及び預金	15,352,148
受取手形及び売掛金	7,587,349
商品及び製品	4,011,932
仕掛品	377,721
原材料及び貯蔵品	738,884
繰延税金資産	206,383
その他	215,105
貸倒引当金	△4,597
固定資産	6,810,118
有形固定資産	4,560,571
建物及び構築物	1,806,680
機械装置及び運搬具	1,665,975
工具器具備品	348,674
土地	697,560
建設仮勘定	41,680
無形固定資産	443,463
のれん	84,710
ソフトウェア	225,575
その他	133,177
投資その他の資産	1,806,083
投資有価証券	994,530
繰延税金資産	47,237
その他	766,464
貸倒引当金	△2,147
資産合計	35,295,048

科目	金額
負債の部	
流動負債	9,552,372
支払手形及び買掛金	3,197,096
電子記録債務	4,938,492
未払法人税等	407,367
賞与引当金	215,917
役員賞与引当金	77,000
その他	716,499
固定負債	825,317
繰延税金負債	114,284
退職給付に係る負債	613,888
その他	97,144
負債合計	10,377,689
純資産の部	
株主資本	22,377,405
資本金	1,825,671
資本剰余金	1,622,234
利益剰余金	20,256,949
自己株式	△1,327,449
その他の包括利益累計額	2,217,779
その他有価証券評価差額金	438,375
為替換算調整勘定	1,779,167
退職給付に係る調整累計額	237
非支配株主持分	322,173
純資産合計	24,917,359
負債・純資産合計	35,295,048

連結損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	39,982,791
売上原価	29,840,403
売上総利益	10,142,387
販売費及び一般管理費	5,634,575
営業利益	4,507,812
営業外収益	150,278
受取利息	44,721
受取配当金	26,652
持分法による投資利益	9,520
作業くず売却益	36,923
その他	32,459
営業外費用	81,360
為替差損	56,321
開業費	24,325
その他	713
経常利益	4,576,729
特別利益	3,360
固定資産売却益	1,388
新株予約権戻入益	1,972
特別損失	63,935
固定資産除却損	32,649
本社移転関連費用	27,360
その他	3,925
税金等調整前当期純利益	4,516,154
法人税、住民税及び事業税	1,453,208
法人税等調整額	77,766
当期純利益	2,985,180
非支配株主に帰属する当期純利益	8,942
親会社株主に帰属する当期純利益	2,976,237

連結株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,825,671	1,627,365	17,859,584	△901,967	20,410,653
当期変動額					
剰余金の配当			△578,873		△578,873
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,976,237		2,976,237
自己株式の取得				△499,864	△499,864
自己株式の処分		△5,131		74,383	69,252
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	△5,131	2,397,364	△425,481	1,966,751
当期末残高	1,825,671	1,622,234	20,256,949	△1,327,449	22,377,405

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益 累計額合計			
当期首残高	606,460	2,320,502	△5,544	2,921,419	13,804	399,640	23,745,518
当期変動額							
剰余金の配当							△578,873
親会社株主に帰属する 当期純利益							2,976,237
自己株式の取得							△499,864
自己株式の処分							69,252
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)	△168,085	△541,335	5,781	△703,640	△13,804	△77,466	△794,910
当期変動額合計	△168,085	△541,335	5,781	△703,640	△13,804	△77,466	1,171,840
当期末残高	438,375	1,779,167	237	2,217,779	－	322,173	24,917,359

計算書類

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	14,236,100
現金及び預金	7,749,751
受取手形	90,016
売掛金	5,412,544
商品	723,716
貯蔵品	1,227
前払費用	33,661
繰延税金資産	79,114
短期貸付金	118,800
その他	27,553
貸倒引当金	△285
固定資産	10,574,017
有形固定資産	271,300
建物	165,229
構築物	1,104
機械及び装置	44,161
車両運搬具	10,034
工具器具備品	27,878
土地	6,551
建設仮勘定	16,340
無形固定資産	246,818
借地権	70,000
ソフトウェア	172,079
その他	4,738
投資その他の資産	10,055,898
投資有価証券	966,321
関係会社株式	5,879,906
関係会社出資金	2,494,885
長期貸付金	31,711
繰延税金資産	6,959
保険積立金	486,923
その他	191,341
貸倒引当金	△2,150
資産合計	24,810,117

科目	金額
負債の部	
流動負債	7,231,003
支払手形	144,800
買掛金	1,471,414
電子記録債務	4,729,936
未払金	287,663
未払費用	77,398
未払法人税等	263,333
預り金	11,419
賞与引当金	142,129
役員賞与引当金	77,000
その他	25,907
固定負債	519,556
退職給付引当金	446,443
資産除去債務	41,682
その他	31,430
負債合計	7,750,560
純資産の部	
株主資本	16,621,182
資本金	1,825,671
資本剰余金	1,622,234
資本準備金	1,611,444
その他資本剰余金	10,790
利益剰余金	14,493,895
利益準備金	147,356
その他利益剰余金	14,346,538
別途積立金	7,970,000
繰越利益剰余金	6,376,538
自己株式	△1,320,619
評価・換算差額等	438,375
その他有価証券評価差額金	438,375
純資産合計	17,059,557
負債・純資産合計	24,810,117

損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	20,711,161
売上原価	16,043,804
売上総利益	4,667,356
販売費及び一般管理費	2,948,825
営業利益	1,718,531
営業外収益	746,586
受取利息及び配当金	736,324
その他	10,262
営業外費用	2,196
為替差損	1,702
その他	494
経常利益	2,462,920
特別利益	1,972
新株予約権戻入益	1,972
特別損失	33,609
固定資産売却損	587
固定資産除却損	2,323
本社移転関連費用	27,360
その他	3,338
税引前当期純利益	2,431,282
法人税、住民税及び事業税	648,073
法人税等調整額	46,303
当期純利益	1,736,906

株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本									株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	1,825,671	1,611,444	15,921	1,627,365	147,356	7,970,000	5,218,505	13,335,861	△895,802	15,893,096
当期変動額										
剰余金の配当							△578,873	△578,873		△578,873
当期純利益							1,736,906	1,736,906		1,736,906
自己株式の取得									△499,200	△499,200
自己株式の処分			△5,131	△5,131					74,383	69,252
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	△5,131	△5,131	-	-	1,158,033	1,158,033	△424,816	728,085
当期末残高	1,825,671	1,611,444	10,790	1,622,234	147,356	7,970,000	6,376,538	14,493,895	△1,320,619	16,621,182

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	606,460	606,460	13,804	16,513,361
当期変動額				
剰余金の配当				△578,873
当期純利益				1,736,906
自己株式の取得				△499,200
自己株式の処分				69,252
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△168,085	△168,085	△13,804	△181,889
当期変動額合計	△168,085	△168,085	△13,804	546,195
当期末残高	438,375	438,375	-	17,059,557

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

株式会社オーハシテクニカ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堀	健 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	芳野	博之 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	須山誠一郎	㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オーハシテクニカの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オーハシテクニカ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

株式会社オーハシテクニカ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堀 健 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	芳野 博之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	須山誠一郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オーハシテクニカの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月13日

株式会社オーハシテクニカ 監査役会

常勤監査役 瀬口悦雄 ㊟

社外監査役 三好徹 ㊟

社外監査役 新妻幹夫 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社では、中長期的に企業価値を高め、株主の皆様へ利益を還元していくことを重要な経営課題の一つと位置付けております。

第64期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の業績動向、財務基盤等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

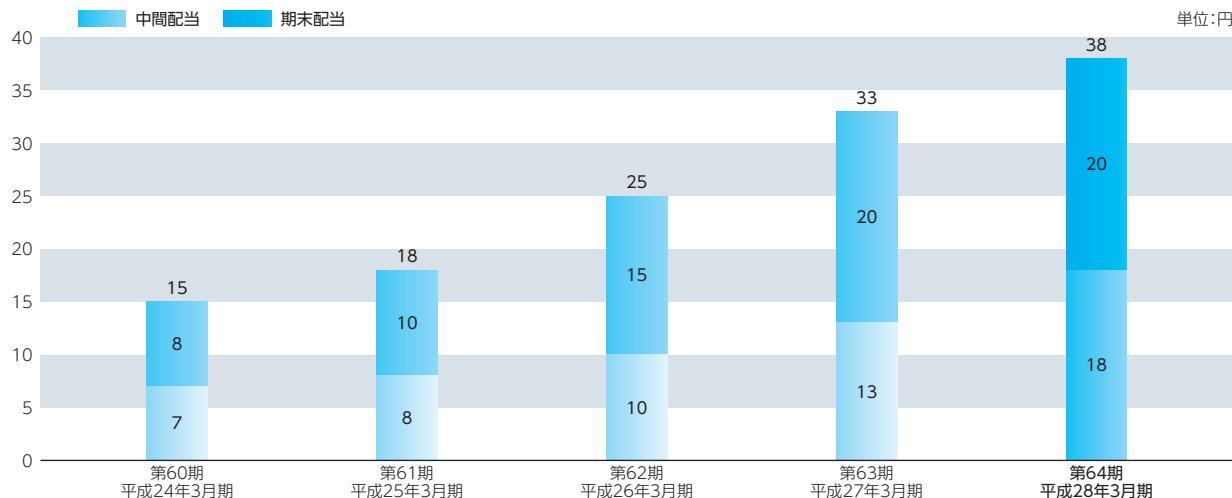
(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき20円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は297,585,820円となります。これにより、中間配当を含めた通期の配当金は、1株につき38円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月27日といたしたいと存じます。

配当金の推移



1. 変更の理由

- (1) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下、本議案において「改正会社法」という）によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。当社は、取締役会の監督機能の強化によりコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、定款の一部を変更するものであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

- (1) 監査等委員会および監査等委員についての規定を新設するとともに、監査役および監査役会に関する規定を削除します。
- (2) 取締役会が法令に定める範囲内において、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任できる旨、規定の新設を行います。
- (3) 業務執行を行わない取締役につきましては、責任限定契約を締結できる旨、規定の変更を行います。なお、本変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) その他、条数の変更、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行います。

(下線部分は変更箇所を示す)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(新設)	<u>(機関)</u>
	<u>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u>
	<u>(1) 取締役会</u>
	<u>(2) 監査等委員会</u>
	<u>(3) 会計監査人</u>
第4条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第5条～第10条 (条文省略)	第6条～第11条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第14条 (条文省略)</p> <p>(株主総会の決議事項)</p> <p>第15条 当社は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、当社の株式等の大規模買付行為への対応方針の導入、変更、存続及び廃止について、その決議により定めることができる。</p> <p>2 前項に定める当社の株式等の大規模買付行為への対応方針とは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みをいう。</p> <p>第16条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p><u>(取締役会の設置)</u></p> <p>第18条 当社は、取締役会を置く。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第15条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会の決議事項)</p> <p>第16条 当社は、法令又は本定款に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、当社の株式等の大規模買付行為への対応方針の導入、変更、存続及び廃止について、その決議により定めることができる。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>第17条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く)</u> は、10名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p>	<p>(取締役の任期)</p>
<p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p><u>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>4 会社法第329条第3項に基づき選任された、補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p>
<p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を取締役<u>(監査等委員である取締役を除く)</u>の中から選定する。</p>
<p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の書面決議)</p> <p>第25条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べた場合はこの限りではない。</u></p> <p>第26条 (条文省略)</p>	<p>(現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定によりその決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の書面決議)</p> <p>第26条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</p> <p>第27条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項に定める取締役の責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</u></p>	<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、同法第423条第1項に定める取締役の責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</u></p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役及び監査役会の設置)</u></p> <p>第29条 当社は、<u>監査役及び監査役会を置く。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の員数)</u></p> <p>第30条 当社の監査役は、<u>4名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第31条 監査役は、<u>株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第32条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>2 任期の終了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u> <u>第33条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する</u></p>	(削除)
<p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会規定)</u> <u>第35条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。</u></p>	(削除)
<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u> <u>第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に定める監査役の責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u> <u>第37条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p><u>(会計監査人の設置)</u></p> <p><u>第38条 当社は、会計監査人を置く。</u></p> <p>第39条 (条文省略)</p> <p>第40条 (条文省略)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第41条 ~ 第44条 (条文省略)</p> <p>(2010年6月23日 改正)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p><u>(監査等委員会規定)</u></p> <p>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(削除)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第34条 ~ 第37条 (現行どおり)</p> <p>(2016年6月24日 改正予定)</p>

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。取締役の全員（7名）は、本定時総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力の発生を条件として生ずるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	まえかわ とみよし 前川 富義 （昭和24年11月26日生）	昭和44年3月 当社入社 平成4年3月 Fas Tac,Inc.（現OHASHI TECHNICA U.S.A.,INC.）社長 平成7年5月 取締役 Fas Tac,Inc.社長 平成8年7月 取締役 Fas Tac,Inc.社長兼O.S.Technology,Inc.（現OHASHI TECHNICA U.S.A. MANUFACTURING INC.）社長 平成13年11月 取締役 海外事業部長 平成18年4月 常務取締役 海外事業部長 平成19年6月 代表取締役社長 平成27年6月 代表取締役会長（現任）	226,600株
取締役候補者とした理由 当社の取締役、代表取締役として、永年にわたり当社グループのグローバル化、構造改革等を推進してまいりました。その豊富な経験・知見等を今後も当社グループの経営に活かすため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	しばさき まもる 柴崎 衛 （昭和31年5月14日生）	平成元年4月 当社入社 平成13年11月 OHASHI TECHNICA U.S.A.,INC.社長 平成15年6月 執行役員 同上 平成19年6月 取締役 経営企画部長 平成20年6月 取締役 海外事業部長 平成23年8月 取締役 営業本部長 平成26年6月 常務取締役 平成27年6月 代表取締役社長（現任）	52,500株
取締役候補者とした理由 国内・海外部門での豊富な経験と知見を有しており、現在も当社グループの統括責任者としてリーダーシップを発揮しております。同氏のその能力・経験を引き続き当社グループの経営に活かすため、取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	とよだ こうじ 豊田 孝二 (昭和28年1月25日生)	昭和51年4月 当社入社 平成15年10月 大橋精密件（上海）有限公司総経理 平成19年6月 執行役員 同上 平成21年3月 執行役員 ファスニング営業部長 平成23年6月 上席執行役員 第二営業統括部長 平成23年10月 上席執行役員 オーハシ技研工業株式会社副社長 平成23年12月 上席執行役員 オーハシ技研工業株式会社代表取締役社長 平成24年6月 取締役 オーハシ技研工業株式会社代表取締役社長（現任）	31,100株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>国内・海外部門での豊富な経験と知見を有しており、現在、グループ製造部門の責任者として製造機能の強化、拡充に取り組んでおります。今後も同氏のその能力・経験を活かすため、取締役としての選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	ひろせ まさや 廣瀬 正也 (昭和39年5月18日生)	昭和61年4月 当社入社 平成12年6月 立川支店長 平成19年1月 OHASHI TECHNICA U.S.A.,INC.社長 平成23年10月 営業本部東日本統括部長 平成24年6月 執行役員 営業本部東日本統括部長 平成26年3月 執行役員 営業本部第二統括部長 平成27年2月 執行役員 営業本部長 平成27年6月 取締役 営業本部長（現任）	24,200株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>国内・海外部門での豊富な経験と知見を有しており、現在、国内営業部門の統括業務を担っております。同氏のその能力・経験を引き続きグループの業績拡大に活かすため、取締役としての選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	なかむら よしじ 中村 佳二 (昭和35年3月3日生)	昭和57年4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 平成21年12月 当社出向 平成22年1月 管理部長 平成22年12月 当社入社 平成23年6月 執行役員 管理部長 平成23年8月 執行役員 経営企画部長 平成27年6月 取締役 経営企画部長（現任）	21,300株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>経営企画・管理部門での豊富な経験と知見を有しており、現在、管理部門全般の統括業務を担っております。同氏のその能力・経験を活かし、引き続きグループ全体の政策決定、管理機能強化を担うべく、取締役としての選任をお願いするものであります。</p>		

(注) 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力の発生を条件として生ずるものとしていたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<p>瀬口 悦雄 (昭和31年1月26日生)</p>	<p>昭和53年4月 株式会社第一勧業銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行 平成19年2月 当社出向 平成19年6月 業務管理部長 平成19年9月 内部統制統括部長 平成20年2月 当社入社 平成24年4月 監査役付参与 平成24年6月 常勤監査役(現任)</p>	10,900株
<p>監査等委員である取締役候補者とした理由</p> <p>これまでの当社監査役としての監査経験を通じて、グループの事業に関する広範で深い知見を有しております。これらの経験・能力等を当社グループの経営および監査に活かすため、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	<p>三好 徹 (昭和22年4月15日生)</p>	<p>昭和51年4月 弁護士登録。柏原法律事務所所属 昭和53年9月 三好総合法律事務所を開設、現在に至る 平成9年6月 当社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社精工技研 社外監査役</p>	14,500株
<p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由</p> <p>弁護士として企業法務に関する豊富な知見を有するとともに、永年の当社社外監査役としての経験から、当社グループの事業にも精通しております。これらの経験・能力等を当社グループの経営および監査に活かすため、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	にいづま みきお 新妻 幹夫 (昭和25年12月11日生)	昭和51年 4月 東京国税局入局 平成13年 7月 戸塚税務署副署長 平成19年 7月 東京国税局査察部査察国際課長 平成21年 7月 藤沢税務署長 平成23年 8月 税理士登録 平成25年 6月 当社社外監査役(現任)	2,300株
	監査等委員である社外取締役候補者とした理由 税理士として財務および会計に関する相当程度の知見を有するとともに、国内外の企業税務に精通しております。これらの経験・能力等を当社グループの経営および監査に活かすため、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 三好徹氏、新妻幹夫氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、三好徹氏、新妻幹夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としており、三好徹氏、新妻幹夫氏の選任が承認された場合、同様の内容の契約を締結する予定です。
4. 三好徹氏、新妻幹夫氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。なお、両氏の選任が承認された場合、改めて独立役員として同取引所に届け出をする予定です。

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成8年6月24日開催の第44期定時株主総会において年額4億円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬等の額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬の額を、改めて、同額の年額4億円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。また、取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く）は5名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力の発生を条件として生ずるものいたします。

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬の額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、年額1億円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力の発生を条件として生ずるものいたします。

第7号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までといたします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力の発生を条件として生ずるものとしていたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
たぐち たけひさ 田口 武尚 （昭和18年7月14日生）	昭和37年4月 東京国税局入局 平成12年7月 葛飾税務署長 平成13年7月 立川税務署長 平成14年8月 税理士登録 平成20年6月 当社社外監査役 平成25年6月 当社社外取締役（現任）	6,300株

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由

税理士として財務および会計に関する相当程度の知見および当社の社外役員として長年の経験を有しており、監査等委員である取締役に就任した場合は、その職務を十分に遂行して頂けるものと考えております。

- (注) 1. 田口武尚氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 田口武尚氏は、現在、当社の社外取締役であります。本総会終結の時をもって退任いたします。
3. 田口武尚氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。
4. 田口武尚氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。

以上



三重県鈴鹿市に新工場を建設いたします。



当社は、グループ製造拠点のマザー工場として、三重県鈴鹿市にオーハシ技研工業株式会社の新工場を建設いたします。

新工場では、新たな製造技術の開発や最新の製造ラインの設置を進め、同社の製造機能強化を図るとともに、グループの事業拡大に取り組んでまいります。

新工場の概要

名 称	オーハシ技研工業株式会社 鈴鹿工場(仮称)
所 在 地	三重県鈴鹿市内
敷 地 面 積	約25,000㎡
総投資額予定	約25億円(第1期計画分)
生 産 品 目	自動車関連部品
生 産 予 定 量	年間約6,000トン(平成33年見込み)

企業情報 (平成28年3月31日現在)

会社概要

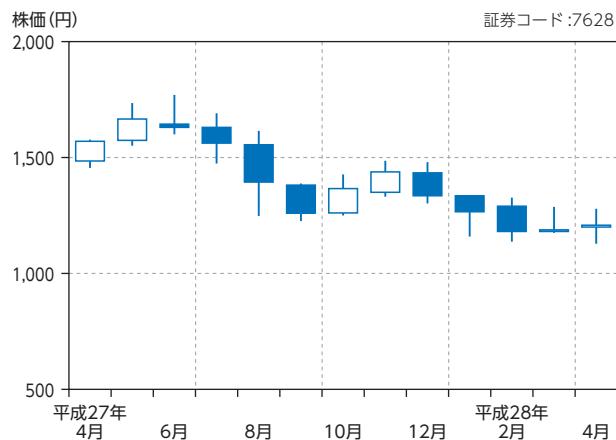
社名	株式会社オーハシテクニカ OHASHI TECHNICA, INC.
本社	〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル10階
設立	1953年(昭和28年)3月12日
資本金	18億2,567万円
従業員数	グループ合計793名
連結子会社	国内2社、海外11社
持分法適用関連会社	国内1社
主な事業内容	①自動車関連部品等の設計開発・製造・販売 ②物流業務並びに輸出入業務

株式情報

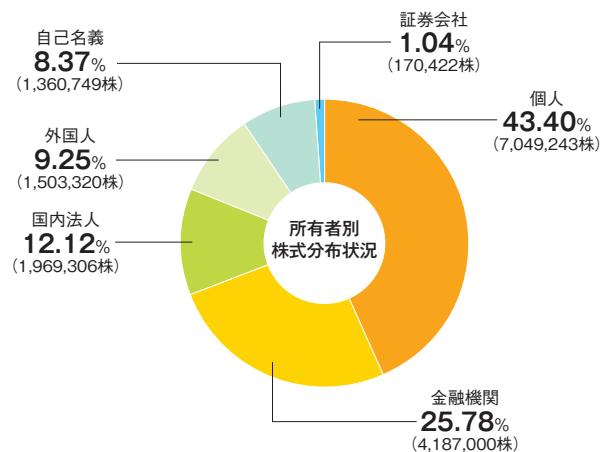
株式数及び株主数

発行可能株式総数	64,000,000株
発行済株式総数	16,240,040株
株主数	6,463名

株価の推移(東京証券取引所)



所有者別株式分布状況



株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月中
基準日	
定時株主総会・期末配当 中間配当	毎年3月31日 毎年9月30日
株主名簿管理人 (特別口座管理機関)	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
公告方法	下記ホームページに掲載いたします。 http://www.ohashi.co.jp

住所変更、単元未満株式の 買取のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
なお、証券会社に口座がないため特別口座が
開設されました株主様は、特別口座の口座管
理機関である三井住友信託銀行株式会社にお
申出ください。

未払配当金の支払いに ついて

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式
会社にお申出ください。

配当金計算書について

配当金お支払いの際にご送付しております
「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に
基づく「支払通知書」を兼ねております。確定
申告を行う際は、その添付資料としてご使用
いただくことができます。確定申告をなされ
る株主様は大切に保管ください。
ただし、株式数比例配分方式をご選択いた
だしている株主様につきましては、源泉徴収税
額の計算は証券会社等にて行われます。確定
申告を行う際の添付資料につきましては、お
取引の証券会社にご確認をお願いします。

株主優待のご案内

当社では、株主の皆様へ感謝の意を示すとともに、長期的なご支援をいた
だけるよう、株主優待を実施しています。

100株以上保有の全株主様に、保有数に応じた枚数
のおこめ券を年に2回お届けしています。

また、2008年からは長期保有優遇制度
も導入いたしており、3年以上継続保有の
株主様に対しては、更におこめ券を1枚
(1kg)追加進呈いたしております。



～株主優待の内容～ おこめ券を進呈

100株以上	1枚 (1kg)
1,000株以上	3枚 (3kg)
10,000株以上	5枚 (5kg)

※3年以上継続保有の株主様に対しては、更に1枚
を追加進呈いたしております。

割当基準日	3月末日・9月末日
優待回数	年2回

株主総会会場ご案内図

時事通信ホール(時事通信ビル2階)

東京都中央区銀座五丁目15番8号

電話 03-3546-6606



交通のご案内

東京メトロ日比谷線・都営地下鉄浅草線
 「東銀座駅」6番出口から徒歩1分
 都営地下鉄大江戸線 「築地市場駅」A3出口から徒歩4分
 東京メトロ銀座線・丸ノ内線・日比谷線
 「銀座駅」A5出口から徒歩7分
 JR山手線・京浜東北線 「有楽町駅」中央口から徒歩12分
 (注) 駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場は
 ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



株式会社オーハシテクニカ

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
 ヒューリック神谷町ビル10階

TEL. 03-5404-4411 (代)

IRに関してのお問い合わせ: ir@ohashi.co.jp



**PROJECT-
With the Earth**

この冊子の印刷・製本に係るCO₂は
 PROJECT-With the Earth を
 通じてオフセット(相殺)しています。

